

# 福祉だより ⑧

福祉カーを貸出します。

町では、町内に住んでいる心身に障害のある方や高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために、8月から福祉カーの貸付事業を社会福祉協議会に委託して行うことになりました。

福祉カーは、車イスやベッドが備え付けられた7人乗りのワゴン車です。是非、ご利用下さい。



▲8月から活躍する「ゆうあい光号」

## 利用対象者

- ①町内に住所のある方
- ②心身障害者（児）及び高齢者とその家族
- ③社会福祉団体及び社会福祉施設
- ④社会福祉ボランティア
- ⑤その他、町長が適当と認めた方

## 貸付期間

1日。ただし、他の利用者の利用を妨げないと認められるときは、延ばすことができます。

## 貸付料

無料。ただし、ガソリン代として走行距離1kmにつき20円をいただきます。

自由にイキイキと  
車イスの方や  
寝たきりの方に  
移動の楽しさを!

## 貸付の申込方法

社会福祉協議会に「福祉カー貸付申込書」が用意してありますので、印かん・身体障害者手帳・運転者の運転免許証を持参し、社会福祉協議会へ申し込んで下さい。

- 問合せ 社会福祉協議会  
☎⑧1358 内線314  
住民福祉課福祉係  
☎⑧1211 内線154

## 福祉豆辞典

### 授産施設 身体障害者通所

身体障害者で就職、または自力で生活することの困難な方を通所させて必要な訓練と生活指導を行い、職業を与え自活させることを目的とする施設です。

#### ●入所要件

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ②障害程度が比較的中軽度で、所定の訓練及び授産作業に耐えることができる方。

●8月31日(金)は、国民年金8月分の納期です。